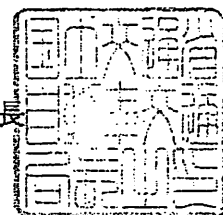


国自技第22号の2
国自整第9号の2
国自環第14号の2
平成18年4月27日

(社) 日本自動車整備振興会連合会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「不正改造車を排除する運動」への積極的な取り組みについて

不正改造車については、これまでも「不正改造車を排除する運動」を中心に、街頭検査等あらゆる機会をとらえ、その排除に努めてきたところです。

しかしながら、交通事故の発生状況等は依然として厳しい状況にあり、中でも、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっています。

また、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に燃料タンクを増設するといった不正な二次架装が社会問題となり、その排除が強く求められているところから、不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限を規定する道路運送車両法の一部改正案を現在国会に提出しているところです。

このような状況に鑑み、国土交通省としては、平成18年度においても、関係省庁、自動車関係団体等と協力して、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むこととしたので、この旨了知されるとともに、貴会におかれては、別添の実施要領に基づき積極的に不正改造車の排除に努めるよう傘下会員に対し適切な指導方お願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領

平成18年4月
国土交通省自動車交通局

第1 目 的

我が国の自動車保有台数は、平成17年12月末現在で7,920万台となり、自動車が国民生活に十分定着した移動・輸送手段となっている。一方、近年の交通事故による死傷者数は年間110万人を超える状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因ともなっている。

また、最近では、新規検査又は予備検査を受けた後に燃料タンクを増設するといった不正な二次架装が社会問題となり、その排除が強く求められているところである。

このため、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全、安心の確保を確実に実現していくため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開する。

第2 実 施 機 関

国土交通省及び自動車関係32団体（別紙1）で構成する「不正改造防止推進協議会」が中心となって、内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省の後援並びに自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会の協力のもとに本運動を実施する。

第3 実 施 期 間

平成18年6月1日（木）から6月30日（金）までの1ヶ月間を不正改造車排除強化月間とする。

ただし、強化月間以外であっても、PR等の運動は継続して実施するものとする。

第4 重点実施事項

1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付及びフロントガラスへの装飾板の装着
- (2) クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取付
- (3) 騒音の増大を招く基準不適合マフラーの装着
- (4) 土砂等を運搬するダンプの荷台さし枠の取付
- (5) 燃料タンク増設等の不正な二次架装
- (6) 燃料ポンプの封印の取り外しによるディーゼル黒煙の悪化
- (7) 不正軽油燃料の使用

2. 重点実施方法

- (1) 自動車ユーザーへの啓発
重点排除項目にあるような不正改造の具体的な事例を紹介し、自動車ユーザーの不正改造に関する認識向上を図る。
- (2) 街頭検査の実施
警察等関係機関の協力を得ながら街頭検査を実施する。
なお、その際には、原動機付自転車も対象とし、不正改造されていた場合等には警告書を交付するとともに、報告を求める。

(3) 支局等構内検査の実施

支局等構内に申請や変更登録等のために来所した車両に対し指導を行い不正改造していた場合には整備命令の交付等を行う。

(4) 迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）の設置

地方運輸局及び運輸支局に「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」を設置する等により、不正改造車に関する自動車ユーザーからの相談に応じるとともに、自動車ユーザー、関係事業者等から情報収集を行う。

(5) 自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付

「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」に寄せられた情報等を基に不正改造車（疑わしい車両を含む。）の自動車ユーザーに対し警告ハガキを送付するとともに、報告を求める。

(6) 改正道路運送車両法の周知・施行（注：現在、法案は国会審議中であり、近く公布・施行される見込み）

法律の改正により不正改造等を行った者に対する報告徴収及び立入検査権限が規定されることを周知するとともに、当該規定も有効に活用し、不正な二次架装の抑止・早期発見と架装メーカー、販売会社、自動車ユーザーに対する指導等を行う。

また、街頭検査における情報、「迷惑改造車相談窓口（不正改造車110番）」に寄せられた情報、警告ハガキの報告内容等を活用することにより、必要に応じて不正改造施工者に対する報告徴収及び立入検査を行う。

(7) 整備事業者等による適正改造の推進

整備事業者等においては、自動車ユーザー等に対して不正改造の事例紹介及び適切な取付方法等の周知を図るとともに、適正な改造の施行体制を整える。

第5 実施運営

1. 国土交通省自動車交通局は、各地方運輸局に対して本実施要領に基づき、本運動の実施等について指示するほか、協議会参加各団体に対して本運動の趣旨、実施事項等を通知する。
2. 国土交通省地方運輸局は、各地方の実情を勘案して実施細目を定め、協議会参加各団体の地方組織及び関係者に対して本運動の実施事項等について通知するとともに、本運動を積極的に推進する。
なお、運動における重点実施事項（第4）のうち 1. (6) 及び(7)に係る取り組みについては、「ディーゼルクリーン・キャンペーン」と連携しつつ展開を図るものとする。

第6 報 告

国土交通省地方運輸局及び不正改造防止推進協議会参加各団体は、本運動の強化月間終了後、速やかに実施結果を取りまとめ、国土交通省自動車交通局に報告する。

不正改造防止推進協議会構成団体

(社) 日本自動車整備振興会連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会
全国自動車電装品整備商工組合連合会
全国タイヤ商工協同組合連合会
(社) 日本自動車販売協会連合会
(社) 日本中古自動車販売協会連合会
日本自動車輸入組合
(社) 日本自動車工業会
(社) 日本自動車部品工業会
(社) 日本自動車車体工業会
(社) 日本バス協会
(社) 全日本トラック協会
(社) 全国乗用自動車連合会
(社) 日本陸送協会
(社) 全国自動車部品商団体連合会
(社) 日本自動車タイヤ協会
(社) 全国軽自動車協会連合会
(社) 全国自家用自動車協会
(社) 日本自動車連盟
(財) 自動車検査登録協力会
(社) 日本自動車会議所
(社) 全国二輪車安全普及協会
(社) 全国自動車標板協議会
全国石油商業組合連合会
自動車用品小売業協会
日本ウインドウ・フィルム工業会
日本自動車マフラー協会
日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会
全国二輪車用品連合会
全国ディーゼルポンプ振興会連合会
全国自動車整備専門学校協会
全国自動車短期大学協会

(順不同)